

## 農林畜産食品部プレスリリース（2018年3月27日11時49分付け）

### 京畿道金浦市において口蹄疫発生確定に伴う緊急措置 —全国で一時移動停止命令（standstill）48時間発令、緊急ワクチン接種など—

出典URL：

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE88JTJGymJzTJGbWFmcmEIMky2OCUyRjMxNzE2NCUyRmFydGNsVmlldy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTNEJTI2cmdzRW5kZGVtdHllM0QIMjZiYnNpcGVuV3JkU2VxJTNEJTI2cmdzQmduZGVtdHllM0QIMjZwYXNzd29yZCUzRCUyNnNyY2hDb2x1bW4IM0QIMjZyb3clM0QxMCUyNmlzVmlld01pbmUIM0RmYWxzZSUyNnBhZ2UIM0QxTI2c3JjaFdyZCUzRCUyNg%3D%3D>

（機械翻訳等に基づく仮訳）

- （発生状況）農林畜産食品部（以下、農食品部）は、3月26日（月）、口蹄疫の疑い申告された京畿道金浦（キンポ）市デゴトミョンにある豚農場において、農林畜産検疫本部が精密検査を行った結果、口蹄疫に確定したと発表した。
  - 今回発生した口蹄疫は、17年2月13日、忠清北道報恩（ポウン）郡の牛農場における最後の発生以降407日ぶりに発生したもので、血清型は現在検査中で、3月27日の午後遅くに確定する予定である。

※ 発生農場の現状  
（金浦市）6棟で917頭を飼育する一貫飼育農場で、母豚、離乳豚で蹄の脱落などの症状を確認

- （防疫措置）農食品部は、今回京畿道金浦市で口蹄疫が発生したことにより、3月27日午前、家畜防疫審議会を開催（委員長：食品産業政策室長）しており、家畜防疫審議会では、今回の口蹄疫がO型ではない場合に備えた防疫対策が必要であるという意見があり、以下のような防疫対策を推進することにしたと発表した。
  - ① （全国で一時移動を停止（standstill））全国を対象に、3月27日12時から3月29日12時までの48時間の間、一時移動停止命令を発令することにした。
    - 今回の一時移動停止命令に基づいて、全国の偶蹄類家畜、畜産関連従事者と車両は、48時間の移動が停止され、偶蹄類家畜農場や畜産関連作業場への出入りが禁止される。
    - 畜産農家、畜産関連従事者などの所有する車は、運行を停止した後、車両の洗浄と消毒を実施し、と畜場など畜産関連施設では、施設内・外部及び研修会全体に対して徹底的な消毒を実施しなければならない。

<一時移動停止命令の主な内容>

- （適用期間）48時間（3月27日12時～3月29日12時）
- （適用地域）全国
- （対象）畜産農家、と畜場、畜産関係施設出入り車両など約18万台
- （畜産関係者などの遵守事項）
  - （畜産農家）車両の運行を停止した後、車両の内外の洗浄と消毒
  - （畜産関連従事者や車両）所有する車両は、事務所や自宅に駐車して運行を停止した後、車両の内外の洗浄と消毒、家畜車のGPS電源オンを維持
  - （畜産関連作業場）一時移動停止命令を発令前は、作業場に移動すると、車両の内外の洗浄と消毒、研修会全体消毒
  - （農協）共同防除団を動員して畜産農場や施設に対して一斉消毒
  - （自治体）消毒ポイント設置及び制制御警戒所の運営強化、畜産車のGPS取り付けと適正運営しているかどうかなどの集中的取り締まり
- （合同点検）農食品部・検疫本部中央合同調査班がstandstillの履行事項を確認
  - ※ 違反時の制裁事項：一時移動停止命令に違反した者は、「家畜伝染病予防法」第57条（罰則）に基づいて、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金

- ② (殺処分強化) 発生農場(917頭)と発生農場から3km以内の豚農場はすべて殺処分し、現在O+A型ワクチンを接種している農場では、現場の家畜防疫官の判断に基づいて、必要に応じ殺処分を実施する。
- ※ 殺処分範囲：(ワクチン接種群における発生) 郡別で最初の発生農場の偶蹄類家畜は全頭殺処分／(ワクチン非接種群における発生) リスクを考慮し半径500m以内の偶蹄類家畜を殺処分
- ③ (緊急ワクチン接種) 発生地域である京畿道と、大規模飼育農場が所在する忠清南道地域は、全豚農家に対して、迅速にO+A型ワクチン接種を実施する。
- ※ 京畿道の豚農家：1,280農場、203.1万頭  
忠清南道の豚農家：1,235農場、227.6万頭
- ④ (疫学調査) 口蹄疫発生原因と流入経路等については、現在、中央疫学調査班が導入され、調査が進行中で、
- 農場内に残存するウイルスによる発生の可能性、車両などによる外部からの流入の可能性、従来発生していた口蹄疫との関連性などについての疫学調査と遺伝子解析を進める計画である。
- ⑤ (豚農場間の移動制限) 全国の豚農場には1週間(18年3月27日～4月2日)、農場間の豚の移動制限をし、同期間中に消毒などの農場単位遮断防疫を強化する計画である。
- ⑥ (移動制限予察強化) 京畿道金浦市の移動制限区域(発生農場の半径10km以内)内の豚農場には、口蹄疫ウイルスによる汚染状況と抗体保持率確認のため、一斉検査などの予察を強化する計画である。

- (今後の計画) 農食品部は、今回の口蹄疫がワクチン非接種群であると判明した場合、危機警報段階を「注意」から「深刻」段階に格上げする計画である。
- ※ 危機警報段階：(注意) ワクチン接種群での発生→(警戒) 接種群が隣接または他の地域で伝播した時→(深刻) 接種群が多く地域で発生・全国への拡散懸念時／非接種群での発生
- また、危機警報段階が深刻段階に格上げされた場合、既設運営中である行政安全部の「AI中央災難安全対策本部」を「口蹄疫・AI中央災難安全対策本部」に改変し、先制的な防疫を実施する。
- (強調事項) 農食品部は、畜産関係者と国民に、今回施行される措置が口蹄疫を防ぐためにやむを得ず実施される措置であることを理解し、積極的に協力してくれることを要請した。
- 特に、畜産農家は、偶蹄類家畜に対してもれなくワクチン接種を実施し、出入り車両と部外者等に対する出入りの管理と徹底した消毒など、遮断防疫に努めることを要請した。